

長野県喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習実施要領

平成 24 年 5 月 28 日 24 健長介第 158 号、24 障第 161 号

平成 25 年 4 月 5 日 25 健長介第 13 号、25 障第 16 号

令和元年 6 月 10 日 元介第 150 号、元障第 212 号

1 趣旨

この要領に定める講習は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（平成23年11月11日厚生労働省社会・援護局長通知（社援発1111号第1号）」の第5 1（3）②基づく都道府県において実施する講習とする。

2 目的

介護職員等がたんの吸引等を実施するために受講することが必要な社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）附則第4条に定める研修の講師を養成することを目的とする。

3 実施主体

実施主体は、県とする。

4 対象者

次の(1)及び(2)のいずれも満たす者とする。

- (1) 県内の医療機関、介護保険施設又は介護福祉士養成校等に現に勤務する医師、保健師、助産師又は看護師であって、臨床等での実務経験を3年以上有する者
- (2) 当該講習修了後に、県内の登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修において、研修講師（基本研修の講師又は実地研修の指導看護師）として務めることが可能である者

3 講習内容

別紙1「喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習カリキュラム」のとおり。

4 申込方法

別紙2「長野県喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習申請書」及び別紙3「長野県喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習受講推薦書及び研修の協力に関する状況報告書」により、県に申し込むものとする。

5 修了証明書の交付等

講習の全課程を修了した者に、修了証明書（別紙4）を交付する。

6 研修の費用等

本事業の指導者講習の派遣に係る旅費は、受講者の負担とする。

7 その他

県は、県内の登録研修機関に対し、当該講習の修了者に関する情報を提供することができるものとする。

登録研修機関は、個人情報の取扱いに十分に配慮し、喀痰吸引等研修以外には用いないこととする。

喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習カリキュラム

区分	講習名	講習内容	時間	講師
講義	介護職員等による喀痰吸引等の実施について	制度の概要及び関連法規等	60分	担当者
講義	喀痰吸引等研修のカリキュラムについて	・研修の概要と指導者の役割 ・第一号研修、第二号研修実施上の留意点 ・第三号研修実施上の留意点 等	60分	担当者
講義	実地研修の体制整備について	・施設、事業所における安全管理体制 ・各職種の役割分担について ・リスクマネジメントについて ・ヒヤリハット、アクシデント報告の意義と実際 等	60分	看護師等
講義	心肺蘇生とAEDについて	心肺蘇生法の指導方法	30分	看護師等
講義	喀痰吸引のケア実施について	・喀痰吸引が必要な利用者のケアに関する知識・技術における指導上のポイント ・喀痰吸引の指導、評価の手順	50分	看護師等
講義	経管栄養のケア実施について	・経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識・技術における指導上のポイント ・経管栄養の指導、評価の手順	50分	看護師等
演習	喀痰吸引のケア実施について	喀痰吸引の指導・評価演習	120分	看護師等
演習	経管栄養のケア実施について	経管栄養の指導・評価演習	120分	看護師等
計			550分	

※ 看護師等とは、国の指導者講習又は都道府県が実施する同等の内容の研修を修了した者とする。